

③遺言書作成

分類		弁護士報酬の額(手数料の額)
定型 (税込)		11万円から22万円の範囲内の額
非定型 (税込)	基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 22万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 1.1%+18万8,000円 3,000万円を超え3億円以下の場合 0.33%+41万8,000円 3億円を超える場合 0.11%+107万8,000円
	特に複雑 又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
公正証書にする場合		上記の手数料に3万3,000円を加算する。